

○二十二番(貫井喜代次君) わかりました。そういふことであるとすれば、これの取り扱ひについて問題も起るかと思ひますけれども、その説明によれば、内容的なものは了解が出来るわけですから、説明そのものを聞くと、これは賠償ではなくて見舞金というふうかと思ひうんだけれども、ここに入っている賠償金としての、賠償金というふうになると、さういふ申し上げましたように、法的にこれは支払う義務はないというところを聞いておりますので、果たして賠償金という項目で、これはいろいろ内容的な議論もあるかと思ひますけれども、その点、どう考へて賠償金というふうに入れたのか。七十万円払うというものは、これは賠償金になるかも知れませんが、話し合ひで十六万八千円にしようとしたというところは、内容的には見舞金というふうなふうかと思ひうんだけれども、この点、予算措置、けさほどですか。損害賠償額の決定について専決、これの関係がややこしくなるのではないかと思ひうんだけれども、この点、どのように考へ、どのように措置するかお聞きしたいと思ひます。

○建設部長(内田和雄君) この賠償金であるか、見舞金であるかというよう

うなことも東京都の方とも協議いたしました。確かに金額ではないので見舞金ではないかという話もしておりましたが、東京都の方では予算措置を、この形でするというふうなことで、そういふこともなもので、一応、このところで処理させてもらうというところで賠償金にいたしました。

○二十三番(貫井喜代次君) これはどうも、東京都でそういうふうなことでやっていると言ふはそれでいいと思ひうんですが、本当に東京都では、この関係のもの、やはり賠償金という予算措置でやっていることを確認しておきたいと思ひうんだけれども、これで間違はないですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑も終わります。(「まだ手を挙げています」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ただいまの「質疑終わり」の宣言は取り消します。

○建設部長(内田和雄君) 東京都ではそういうことだというところで確認しております。

○二十三番(関米吉君) 同じことですが、私は、これははつきりしておいた方がいいと思ひます。損害賠償というのは一般的に民法上の話ですが、

おわかりと思いますが、やはりここに損害賠償の責務がある場合において
そういうことなんです。それ以外の場合には……だから損害賠償というの
は、相手から必ず要求があるわけです。やはりそれには示談行為を伴わな
ければならぬだろうし、民法上の和解契約がなければ払えないわけです。に
けれども見舞金というよりな場合はそういうものでなくて、道義的な面に対
して、本当にあればという形でもって、損害賠償と見舞金との性格というの
ははっきり分けて、今後いろんなケースがあるかと思うんだけど、私はこの
点はもう少しさせておいた方がよろしかろうということ、意見として申し述べ
ておきます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

たゞし議題となりおります。議案第六十六号については、建設委員会
に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞし加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号
は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十二 議案第六十七号 市道路線の認
定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第六十七号 市
道路線の認定について御説明申し上げます。

この路線は、東京法務局福生出張所登記所の南側に位置してしま
して、市道武蔵野台六号線と、同じく市道一六〇号線を結ぶ幅員五メ
ートル、延長四十一メートルの新設道路でございます。起点を武蔵野台二

丁目五十一番地先に、終点を大字福生九〇六一二番地先とした路線で、これによって福生駅方面への通行が大変便利になり、地域住民の利用が一層図られる、といわれています。

（まゝしては、市道として常に良好な管理を行へく、道路法第八條の規定に基づき、市道第一二五三号線として認定しようとするものでござります。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（これより本案に対する質疑を行います。）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

にたいし議題となりおります。議案第六十七号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する、といふ御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は、建設委員会に付託する、ことに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三 議案第六十八号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第六十八号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

この路線は、第三小学校の東方向の国道一六号線から枝のように出ている

市道一〇三号線でございまして、幅員一メートル、延長七メートルの狭隘な
行き止まりの道路でございまして、このたび一般の交通の用に供せなくなつたことに伴
い、市道整理の一環として道路法第十条第一項の規定に基づき
廃止しようとするものでございまして、

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案とより御決定賜
いますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました、
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号については、建設委員会
に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は
建設委員会に付託するに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十四 議案第六十九号 下水道事業の事
務の委託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第六十九号 下水道
事業の事務の委託について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。
御案内のとおり、福生市の公共下水道事業のうち、立川第二処理分區
の区域、福東地域の汚水も、昭島市、立川市の両市を通り、多摩川
流域下水道残堀川幹線へ流入するものでございまして、この面積は、三十二五

へクタル分でございます。二期ににつきましては、昭和五十八年度末に完成する予定でございます。

なお、立川市分につきましては、五十二年十二月の定例議会に議決をいただき、現在、立川市で事業を進めております。

今回、提案申し上げました議案は、昭島市と事務の本託とし、昭島市内の区域の延長二千百メートルの事業を、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき建設及び維持管理に関する事務の執行、及び管理を昭島市に委託しようとするものでございます。

次に内容について御説明申し上げます。

第一条につきましては、委託事務の範囲を規定したものでございまして、福生市を甲とし、昭島市を乙とし、福生市の福東地域の汚水を多摩川流域下水道残堀川幹線へ流入させるため、施設の建設及び維持管理の事務の執行及び管理を昭島市に委託しようとする規定でございます。

第二条では、執行及び管理の方法を定めたもので、昭島都市計画下水道

昭島市公共下水道事業計画に定めるところにより執行し、または管理をしていくことを定めたものでございます。

第三条では、経費の負担を定めたもので、委託事務の執行及び管理に要する経費は、福生市の負担によるものと定めるものと、二項では前項の規定による額及び交付の時期は、福生市長と昭島市長と協議して定める旨を規定したものでございます。

第四条は、昭島市長は委託事務の執行及び管理に係る収入及び支出について経理を明確にしておくことを規定したものです。

第五条は、収入及び支出の精算でございます。委託事務にかかわる施設の建設に要した経費については当該工事の完了後、施設の維持管理に要した経費については、毎年度終了後速やかに収入及び支出の精算を行い、その明細を福生市長に通知する旨を規定したものでございます。

第六条は、前各条に規定するもののほか、委託事務の執行及び管理に關し必要な事項は、福生市長及び昭島市長が協議して定めるようとするものでございます。

附則につきましては、東京都知事に届け出、受理された日から施行しようとする旨を規定したものです。

なお、昭島市におきましても、本件は本定例会に上程されております。以上でございますが、慎重御審議を賜うしまして、原案どおり御決定くださりますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（貫井喜代次君） これも非常に勉強不足で、いろいろことはもう

いままで何回もあつたわけですが、何か私の考えで間違はないかどうかというのを念のためにお聞きしておくわけですが、これは規約の中の第一条で、執行及び管理は昭島市、ということではなうして、さうして、さういふ、さらにこれは、法の二百五十二条の十四の規定によつての規約を定めるという事で、これが別紙の規約のとおり定められてゐるわけですが、それではこの二百五十二条の十によつての別紙になるわけですね、この二百五十二条の十四が、いろいろふりなものの規約を定めると。それが二百五十二条の十五によつて、

提出規約の、いろいろふりなものができたという、ことであらうと思うんです。また

そうだと思いますが、しかしその次の、法の二百五十二条の十六の規定、この事務の委託の効果によつて、これがうにわけてゐるわけですが、これも十六で、

これが、少し私ぼけてしまふからよくわからなうにけれども、委託をしたという、このことは、委託を受けに市が、いわゆる昭島市か福生市かとい

うふりな、何か不鮮明な、法の中を読んでみて解釈できずに困つたんですけれども、そういうふりなことを思ひながらも、別紙の規約の二条によると、これ

はもうすべて昭島市がこの事務を執行し管理する、ということ、ここでわ

かるんですけれども、そういう、こと、したがって昭島市である、ということであらうと思うんですけれども、法の二百五十二条の十六に関する事務の委託の

効果によつての、この規約の二条関係が、これでいいか、これを読んでみると、い

やなふかといふふうに解釈もできるんですけれども、何かいふか、ところがある

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時十一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（内田和雄君） 先ほどの貫井議員さんの御質問のことについて、御指摘の通りの解釈で間違いないので、よろしくお願いたします。（了解と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとうり決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十五 議案第七十号 福生市立福生第三

小学校講堂防音改築工事請負契約を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号 福生市立福生第三小学校講堂防音改築工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

本件は、教育施設整備の一環として福生市立福生第三小学校講堂の防音工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御

同意を得べく提案申し上げたものでございます。

それでは、まず当該工事の概要につきまして御説明申し上げます。

本工事は、鉄筋コンクリートづくり一部二階建てで廊下部分を含みます。建築面積は九百四十七平方メートル、延べ床面積が千十二・〇九平方メートルでございます。主な内容といたしまして、一階に六百十八・七五平方メートルの主競技場、ステージ及びその他管理関係の諸施設と、二階には放送室と物置等をつくるものでございます。なお、屋根につきましてはPC張りを採用いたしまして、窓につきましては一級防音のサッシを施すものでございます。

以上が工事の概要でございますが、次に契約の関係につきまして説明申し上げます。

契約の関係につきましては、本議案に記載のとおりでございます。契約の目的が福生市立福生第三小学校講堂防音改築工事、契約の法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額が一億五千三百万円と相なっております。なお、この入札経過につきましては、二面に添

付してあります資料のとおりでございますので参考に供していただくことと存じます。次に工期でございますが、契約確定の日から昭和五十八年三月十五日までと相なっております。契約の相手方は、東京都福生市志茂百六十一番地 田村建設工業株式会社 代表取締役 田村誠一でございます。

なお、本件は建築本体だけの契約の御同意をいただくというものでございませうけれども、関連工事も同時に分離発注をしておきますので、御参考までにその内容につきまして補足をさせていただきます。

まず、電気設備工事でございますが、これは三ツ輪電気株式会社と金額にいたしまして千二百八十万円をもちまして契約を予定してございます。次に給排水衛生設備工事でございますが、これは安藤設備株式会社と百九十一万円で契約を予定しております。また換気設備工事でございますが、これは豊田冷熱工業株式会社と三百六十五万円をもちまして契約を予定しております。

以上、関連工事を含めまして、総契約金額は、締めて一億七千百三

十六万円と相ないます。

なお、本工事の施工監理委託でございますが、株式会社大成建築設計事務所と百五十二万二千円をもちまして契約をいたす予定でございます。

以上、まことに難駁ございましたが議案第七十号の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

たゞこの議題となっております議案第七十号については、原案どおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞこの加藤謹之助君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案七十号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十六 議案第七十号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてと議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君 登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の林田秀雄氏が、本年八月三十一日をもって任期満了となりました。林田秀雄氏につきましては、履歴書にござります

ように市議会議員、福生市農業委員会委員、福生町消防団副団長等、市の重要な公職を務められ、市の発展に大変御尽力をいたいただき、また固定資産評価審査委員会委員を二期、適切かつ円滑に果たされ、本年八月三十日まで任期満了となりました。

市といたしましても、同氏の豊かな知識と経験に期待をいたし、再度お願いをいたし、存じますので、何とぞよろしく御審議をいただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（これより本案に対する質疑を行います。）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

（お諮りいたします。）

ただいま議題となつております議案第七十号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案七十号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十七 議案第七十二号 福生市固定資産

評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君 登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただき、まことに、議案七十二号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、その提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

前案の議案七十二号と同様、杉本皆雄氏が、本年八月三十日まで任期満了となりました。杉本皆雄氏につきましては、履歴書にもございますように、市議会議員等、市の重要な公職も務められ、市の発展に大変御尽力をいたいただき、また固定資産評価審査委員会委員一期を、適切かつ円滑に果たされ、本年八月三十日まで任期満了となりました。